

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県屋外広告物条例施行規則（抜粋）

（広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の申請等）

第3条 条例第5条、第6条第2項、第7条第4項、第8条第4項又は第9条第3項の規定により広告物の表示又は掲出物件の設置の許可を受けようとする者は、別記第1号様式による広告物等許可申請書（第13条の2第1項において「広告物等許可申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 略

（点検結果の報告等）

第13条の2 条例第19条の2第1項の規定による点検は、条例第15条の規定による許可の期間の更新の許可の申請前3月以内に行うものとし、別記第3号様式の2による広告物等安全点検結果報告書を当該申請に係る広告物等許可申請書に添付して知事に提出しなければならない。

2 条例第19条の2第1項の規則で定める簡易な広告物又は掲出物件は、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕等、アドバラン、電柱等利用広告物等（電柱等の表面を直接塗装したものは電柱等の表面に接して巻き付けたものに限る。）又は壁面等広告物等（壁面等の表面を直接塗装したもののその他これに類するものに限る。）とする。

高知県屋外広告物条例施行規則（抜粋）

（広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の申請等）

第3条 条例第5条、第6条第2項、第7条第4項、第8条第4項又は第9条第3項の規定により広告物の表示又は掲出物件の設置の許可を受けようとする者は、別記第1号様式による広告物等許可申請書を知事に提出しなければならない。

2 略

3 条例第19条の2第2項の規則で定める広告物又は掲出物件は、
広告物又は掲出物件の上端から地盤面までの高さが4メートルを
超えるものとする。

4 条例第19条の2第2項の規則で定める者は、次の各号のいずれ
かに該当する者とする。

(1) 前条第2項に規定する者

(2) 屋外広告業者で構成される事業者団体が公益目的事業とし
て実施する広告物又は掲出物件の点検に関する技能講習を修了
した者